

練馬第三小学校 いじめ防止基本方針

練馬区立練馬第三小学校

平成25年9月末に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。学校では、いじめ防止基本方針または地域いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じた同様の基本的な方針の策定をすることになっています。学校としての方針をまとめましたので、お知らせいたします。

1 学校としての基本姿勢

- いじめは重大な人権侵害行為であり、決して許されるものではない。
- いじめはどこでも起こり得るとの認識に立ち、いじめが発生した場合は、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い組織で対応する。
- ※全教職員がこの基本姿勢に立って、日々の学校生活を通して児童を見ていきます。

2 いじめを早期発見するための取組

- ・区の「ふれあい月間」（6月 11月 2月）に校内で「いじめアンケート」を実施し実態を定期的に調査する。
- ・毎月、いじめ防止チェックリスト（「みんななかよし」）を用いて、児童に行動の振り返りをする機会を設ける。
- ・心のふれあい相談員、スクールカウンセラー、学校生活支援員、身近な教員への相談ができるように心のふれあい相談室利用のガイダンスを全学級に行い、気軽に相談できる体制を整える。
- ・3・4年生は心のふれあい相談員との、5・6年生はスクールカウンセラーとの面談を実施し、早期発見に努める。
- ・校内委員会で児童の様子を掌握し、必要に応じて対応する。

3 いじめを発見した場合の対応

（1）対応の手順

- ①事実確認（該当児童双方への聞き取り等）
- ②保護者への連絡・周知
- ③いじめの制止に向けた指導
- ④いじめを受けた児童、保護者への支援
- ⑤いじめを行った児童に対する指導またはその保護者への助言

（2）校内の体制

- ・校内委員会で対応を協議し、校長の指示の下、学校全体で情報を共有し、児童の様子を注意して見守っていく。
- ・校長の指示の下、心のふれあい相談員、スクールカウンセラー、学校生活支援員等が児童、保護者の相談にのるなど支援する。

（3）関係機関との連携

- ・教育委員会に報告をし、指導助言の下対応する。
- ・必要に応じて、関係機関と連携を図り対応する。

4 いじめを受けている児童に対する対応

- （1）「学校としての基本姿勢」に基づき、児童に寄り添い、児童が安心して学校生活を送れるよう環境を整える。
- （2）教職員が連携及び情報共有を行い、登下校、授業中、休み時間、教室移動、清掃中等の学校の生活場面において、児童の見守りを行う。
- （3）定期的に学校での様子を家庭に報告するなど、保護者と一体となって対応する。

5 いじめをしている児童に対する対応

- (1) いじめは決して許されないという毅然とした態度で指導に当たる。いじめをした児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を行う。
- (2) 対応の手順
 - ①いじめの事実を確認し、保護者へ連絡する。
 - ②いじめの背景や要因の理解に努める。
 - ③いじめを受けた児童の苦痛に気付かせる。
 - ④今後の生活の仕方について考えさせ、児童の成長につながるよう教職員も努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。

6 その他

- ・全校朝会での校長講話で、~~1か月に1回は必ず~~一人とのかかわりやいじめについて取り上げる。
- ・人とかかわりについて、道徳科はもちろん、朝の会や帰りの会、特別活動の時間で、機会あるごとに取り上げ、子供たちに考えさせるようにする。
- ・あらゆる機会を通して、一人一人の人権を尊重する気持ちを育てていく。
- ・日頃の学校生活を振り返って、困ったことや悩んでいること、今の自分が抱えている課題、よかったこと、うれしかったことなどを振り返らせ、個人の様子、学級の状況を把握する資料として、指導に生かす。

7 いじめ防止対策推進法より

- 1 学校が講ずべき基本的施策
 - (1) 道徳教育等の充実
 - (2) 早期発見のための措置
 - (3) 相談体制の整備
 - (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
- 2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として
 - (1) いじめの事実確認
 - (2) いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援
 - (3) いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定める。
 - (4) 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。
- 4 重大事態への対処
 - (1) 重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。
 - (2) 上記の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。